

印西市歯と口腔^{こうくう}の健康づくり推進条例（平成25年条例第9号）の一部を改正する条例の制定について

1 改正の要旨

むし歯や歯周疾患等の予防対策に加え、新たに高齢者の低栄養に伴うフレイル（虚弱）予防などの取り組みを加えるとともに、用語の整理を行うもの

2 改正の理由

現在の社会情勢を踏まえ、児童虐待防止を包括した子どもの健やかな成長や様々な生活習慣病の予防、市民の健康寿命の延伸を図るため、条例の一部改正を行うもの

3 施行期日

公布の日

4 新旧対照表

新	旧
<p>第1条（略） （基本理念）</p> <p>第2条 歯と口腔の健康づくりは、その推進が子どもの健やかな成長及び糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防など市民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことに鑑み、<u>市民が日常生活において歯と口腔の疾患を予防し、早期に発見し、及び早期に治療を受けることにより、自ら歯と口腔の健康づくりに取り組み、口腔機能の維持向上を図ることを促進するため、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。</u></p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>第3条（略） （歯科医師等の責務）</p> <p>第4条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に携わる者（以下「歯科医師等」という。）は、基本理念にのっとり、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に<u>協力するとともに、良質かつ適切な歯と口腔の保健医療サービスを提供するよう努めなければならない。</u></p> <p>第5条（略） <u>（保護者の役割）</u></p> <p>第6条 <u>父母その他の保護者は、その保護する子どもの歯と口腔の疾患の予</u></p>	<p>第1条（略） （基本理念）</p> <p>第2条 歯と口腔の健康づくりは、その推進が子どもの健やかな成長及び糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防など市民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことに鑑み、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>第3条（略） （歯科医師等の責務）</p> <p>第4条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に携わる者（以下「歯科医師等」という。）は、基本理念にのっとり、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に<u>協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>第5条（略）</p>

防、早期発見及び早期治療、望ましい食習慣の定着その他の子どもの歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

第7条 (略)

第8条 (略)

(基本的施策の推進)

第9条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを図るための基本的な施策として、次に掲げる事項の実施を推進するものとする。

(1) (略)

(2) むし歯、歯周病、口腔がんその他の歯と口腔の疾患の予防、早期発見及び早期治療のためのかかりつけ歯科医による定期的な歯科健診及び歯科保健指導を受けることについての普及啓発に関すること。

(3) 8020運動(80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした運動をいう。)に関する取組の推進、8029運動(80歳になっても肉類をはじめとした良質なたんぱく質を含む食品を摂取することを推奨し、介護を必要としない高齢者を増やしていくための運動をいう。)の普及啓発、オーラルフレイル対策(加齢に伴って口腔機能が心身の機能の低下につながる虚弱な状態になることを予防し、当該状態を早期に把握し、及び改善するための取組をいう。)の推進その他年齢に応じた歯と口腔の健康づくりに関すること。

(4) (略)

(5) (略)

(6) 歯科医療を通して保護者による適切な口腔管理がなされていない子どもを早期発見することにより、被虐待児をはじめとした支援が必要な子どもに対する適切な支援につなぐ体制整備に関すること。

(7) 障がいを有する者、介護を必要とする者、社会的養護を必要とする子ども等が歯と口腔の保健医療福祉サービスを受けることができるようにするために必要な施策の推

第6条 (略)

第7条 (略)

(基本的施策の推進)

第8条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを図るための基本的な施策として、次に掲げる事項の実施を推進するものとする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) 障害を有する者、介護を必要とする者等が歯と口腔の保健医療福祉サービスを受けることができるようにするために必要な施策の推進に関すること。

進に関する事。

(8) (略)

第 10 条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(5) (略)

第 9 条 (略)